

ちゅんちゅん新聞 令和6年3月18日 第23号

ちゅんちゅん新聞



この二次元コードを読み込めば、ちゅんちゅん新聞の8月号から最新号まで読むことができます

ちゅんちゅん新聞 令和6年3月16日 第23号

愛知 優生保護法の裁判 判決

3月12日に、愛知県名古屋で優生保護法の裁判が行われました。今回は7回目の裁判で、判決が出ました。結果は、原告の勝訴でした。私は4回目の裁判から毎回裁判に参加していて、原告の尾上敬子さんと一孝さんを応援していたので、とてもうれしいです。私は、勝訴のお祝いに、小さい絵を額に入れてお二人にプレゼントしました。喜んでくれたので良かったです。

尾上さん夫婦は、今回の裁判から実名を出していました。「本名を出すことによって、自分たちの思いがより皆に伝わってほしい」と思って、勇気を出したそうです。

弁護団の櫻井弁護士によると

全国で提訴が続いている優生保護法の裁判では、判断が分かれています。その主な理由は、「時間の壁」だそうです。民法には「被害から20年以上経過した場合には請求権は消滅する」(除斥期間)という規定があります。優生保護法被害者が裁判に訴えたのは、皆、被害に遭ってから20年以上が経ってしまっていました。なぜかという、国は、優生手術を進めるとともに、「障がいのある人に対して、不妊手術をさせるべきだ」という学校教育を進めて、「障がい者は劣った者であり、子どもをもうけるべきではない」という認識が、障がい者自身にも内面化してしまったからです。だから、そのような被害者たちが、20年を経過する前に訴えることはできなかったのです。

尾上さん夫婦も、被害を受けた当時は手話通訳もなく、不妊手術が優生保護法によるものだとは知ることができなかったこともあり、訴えることができませんでした。

今回の裁判では、過去の最高裁判決で、「請求権が消滅すると正義・公平に反するような特段の事情がある場合には、権利が行使できるようになってから一定期間は権利が消滅しない」というものがあつたため、それと同じように権利は消滅しないと主張していました。

各地の判決では、「全国で最初の提訴を知った時から6か月以内に提訴すれば、権利は消滅しない」など、早く訴えた人は救われるが遅かった人は救われないという「被害者を分断」する結果となる判決が多かったそうです。



今回の判決の理由

今回の愛知原告のお二人は、これまで判決の出ている被害者の中で最も提訴した時期が遅かったため、厳しい結果も予想されたといえます。

でも、今回の判決は、「いつ提訴したか」という被害者側の事情ではなく、優生保護法により障がい者を「劣った者」かのような認識を社会や障がい者本人に植え付け、その結果、被害を訴えることが困難な状況を作った国の責任に着目して、「除斥期間」は適用されないことになり、原告が勝訴しました。

今回の判決によると、「被害者を分断」しないで、被害者を幅広く認めることになるそうです。だから、今回の判決は高く評価できるといいます。

★昨年家族で入団した
小学5年生の団員★

「ちゅんちゅん」こと櫻井紬ちゃんが発行している新聞から～

この法律は、平成8年まで存在していました。平成8年、
というと、私のパパが高校生の時です。だから、
もしパパがなにかの障害を持っていたとしたら、この法律の被害(強制不妊手術)にあつてはたかもしれません。そうしたら、私は生まれていません。考えてみると、
すごく身近な法律だな、と思
いました。



ひらき座学習旅行 2024年7月20日(土)～21日(日)

国立療養所長島愛生園(岡山県)への学習旅行

国の隔離政策も含めたハンセン病に関わる差別の歴史や人権の問題を、ハンセン病の療養所を訪問し、差別された当事者にもお話を聞いて、学び交流してきました。

邑久長島大橋

『人間回復の橋』

人間回復の橋 この写真は、岡山県邑久町の離島「長島」に架かる橋、『邑久長島大橋』を写したものです。本州と島とを隔てる海上約30mを結び、昭和63年に開通したこの橋には、実は別の名前があります。この橋は、『人間回復の橋』と呼ばれています。

